

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日替り、  
がと日、  
日替り、  
の翌日)

## 目次

◇条 例 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員等の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第六十二号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正十二年十二月鳥取県令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条ノ四第一項ただし書中「但シ」の下に「昭和四十五年九月三十日迄ノ間ハ」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年十月一日から適用する。

（経過措置）

第二条 昭和四十五年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金を受けている者で、改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（以下「改正後の条例」という。）第二十五条ノ四第一項の規定により退職年金の基礎となるべき県吏員等としての在職年の計算において新たに加えられるべき期間を有することとなるものについては、昭和四十五年十月分以降、受給者の請求により、その年額を、改正後の条例の規定により算出して得た年額に改定する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員等の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第六十三号

鳥取県知事 石 破 二 朗

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和三十二年七月鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第四十一条第一項又は」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年十月一日から適用する。

(除算されていた旧日本医療団の職員であつた期間の算入に伴う経過措置)  
 第二条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(以下「通算条例」という。)の規定により公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十七年十一月三十日までの間に退職した職員又はその遺族で昭和四十五年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについて、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十九号。以下「法律第九十九号」という。)による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。)(附則第四十一条第一項及びこの条例による改正後の通算条例第五条第一項の規定を適用する)としたならば当

該退職年金又は遺族年金の額に異動を生ずることとなるときは、昭和四十五年十月分からこれらの規定を適用してその年額を改定する。

(旧国際電気通信株式会社の社員期間の算入に伴う経過措置)

第三条 前条に規定する職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき法律第九十九号による改正後の法律第百五十五号附則第四十一条の三及びこの条例による改正後の通算条例第五条第一項の規定を適用するとしたならばその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族は、昭和四十五年十月一日から退職年金を受ける権利又は遺族年金を受ける権利若しくは資格を取得する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 前二項の規定により退職年金又は遺族年金を受ける権利を取得した者の退職年金又は遺族年金の支給は、昭和四十五年十月月から始めるものとする。ただし、職員を退職した時(退職したものとみなされた時を含む。)に当該退職年金を受ける権利を取得したものとすれば、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)以外の法令により当該退職年金を受ける権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該退職年金又は遺族年金の支給は、行なわないものとする。

4 前三項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金の額(その者が二以上のこれらのものを受けた者であるときはその合算額とし、すでに

国庫又は地方公共団体（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）による廃止前の町村職員恩給組合法（昭和二十七年法律第百十八号）第二条の町村職員恩給組合から受けたものについては、当該町村職員恩給組合の権利義務を承継した地方公務員等共済組合法第三条第一項第六号の規定に基づく市町村職員共済組合）に返還された額があるときはその額を控除した額とする。）の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額を、それぞれ年額から控除した額とする。

5 第一項に規定する職員であつた者又はその遺族で昭和四十五年九月三十日において現に退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについて、法律第九十九号による改正後の法律第五十五号附則第四十一条の三及びこの条例による改正後の通算条例第五条第一項の規定を適用するとしたならば当該退職年金又は遺族年金の額に異動を生ずることとなるときは、同年十月分から、これらの規定を適用してその年額を改定する。

（旧軍人等の加算年の算入に伴う経過措置）

第四条 前条の規定は、通算条例の規定により公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日から昭和三十七年十一月三十日までの間に退職した職員でその者の公務員としての在職期間の計算につき法律第九十九号による改正後の法律第五十五号附則第二十四条第七項及び第八項の規定、同条第九項の規定（同条第七項及び附則第二十四条の三第二項に係る部分に限る。）若しくは附則第二十四条の三第二項及び第三項の規定並びにこの条例による改正後の通算条例第五条第一項の規定を適用したならばその者の在職期間が十七年に達す

ることとなるもの又はその遺族について準用する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十五年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六十四号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県管住宅の表中、「四十五年 田後港 岩美郡岩美町大字田後

四十五年	田後港	岩美郡岩美町大字田後	二〇
四十五年	八東	八頭郡八東町大字才代	一〇
四十五年	栄	東伯郡大栄町大字亀谷	八
四十五年	成美	東伯郡赤碕町大字出上	一〇

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。